

平成 22 年度第 2 回尾西地域審議会会議録

○日時

平成 22 年 11 月 9 日（火）午前 9 時 58 分～午前 11 時 10 分

○場所

尾西庁舎西館 2 階 特別会議室

○議題

（1）諮問について

（新市建設計画の執行状況に関する事項）

（2）その他

○出席者

委員：9 名

行政側：市長、企画部長、企画部次長、企画政策課長、同副主監、同主査

事務局：尾西事務所長、総務管理課長、同副主監、同主査

○欠席

委員：1 名（岩田委員）

（午前 9 時 58 分開会）

【尾西事務所長】

本日は、委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻前ではございますが皆様お揃いですので、ただいまから平成 22 年度の第 2 回尾西地域審議会を開催させていただきます。

本日は、岩田委員さんからご欠席との連絡をいただいておりますが、委員さん 9 名のご出席があり、会議開催の要件を満たしておりますことをご報告させていただきます。

それでは開会に先立ちまして、市民憲章の唱和を吉田会長の先導により行いたいと思いますので、皆様ご起立をお願いいたします。

【吉田会長】

私が前文を読み上げましてから、本文のみご唱和をお願いいたします。

（市民憲章唱和）

【尾西事務所長】

ご着席ください。

それでは、お手元の次第にそって会議に入らせていただきます。はじめに、谷市長よりごあいさつ申し上げます。

【谷市長】

あらためまして、おはようございます。本日は大変ご多用の中、地域審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございました。日頃から様々ご支援賜っておりますことに、まずもって感謝申し上げたいと思います。

平成17年の4月に合併をいたしまして、もう5年半たちました。ちょうど半分ということでございまして、新市建設計画も中間年を迎えることになりました。本日は新市建設計画の執行状況につきまして、地域審議会の皆様方のご意見を頂戴する。これが最大のテーマでございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

私ども合併に向けては任意の合併協議会、そして法定協議会、様々な会議を2市1町の間で本当に沢山の回数を重ねまして、様々な議論を重ねてまいりました。とりわけ事務事業を、どのように統合していくかというような事も大事なことでありましたけれども、新生一宮市、新しい一宮市の将来をどう描いて行くか、そこへ、どのような道筋で統括をして行くか、そういったことが最も大事なことでございます。それが、つまりは新市建設計画でございます。この新市建設計画の内容につきましては、新市発足後総合計画が策定されましたので、この総合計画にも継承をされております。今、私ども一生懸命、この総合計画あるいは新市建設計画に沿って、施策を進めさせていただいているところであります。それぞれの施策につきましては、計画をしたからといって、そのまま進めている訳では勿論ございません。1つ1つの事業について、例えば施設であれば基本構想を練り、そして基本計画を立て、基本設計、実施設計と段階を経て進んで来ている訳でございまして、その節目節目で市民の皆さんにも情報公開をし、議会でもご審議をいただき承認をいただいております。今、いろいろ世間がだんだんやかましくなっておりますが、今さら言われてもという部分が私から言わせるとある訳でありまして、どうせ言うならもっと早く言ってほしいということでございますが、皆様方のご批判をいただきながら、これからも着実な市政運営に努めたいと思っております。今日も活発なご議論をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

今日は、どうもありがとうございました。

【尾西事務所長】

ありがとうございました。続きまして、吉田会長さんお願いいたします。

【吉田会長】

おはようございます。平成22年度の第2回尾西地域審議会を本日開催いたしましたところ、委員の皆さん方には、何かとお忙しいところご出席いただき、ありがとうございました。

先程、市長さんからあいさつの中でありましたが、合併いたしましてから5年

半が経過しまして、合併した当時に立ち上げました新市建設計画につきまして、今日は市長さんの方から、今までやってきたことが計画どおり進んでいるか報告していただく訳であります。

私どもがそれに基づき、皆さんのご意見を聞いて、答申をしたいと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【尾西事務所長】

ありがとうございました。それでは議事に入ります前に、本審議会への諮問をただいまより市長から会長にさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

【谷市長】

22 一宮企画発第 16 号-2 平成 22 年 11 月 9 日
尾西地域審議会 会長 吉田 弘 様
一宮市長 谷 一夫 ㊟
諮問書
新市建設計画の計画期間の中間年にあたり、その執行状況について、地域審議会の設置等に関する協議(平成16年9月24日議決)第3条の規定により、貴審議会の意見を求める。

どうぞよろしく願いいたします。

(吉田会長へ交付)

【尾西事務所長】

諮問をさせていただきましたところで、会議の取り回しを会長にお願いいたします。

【吉田会長】

ただいま、市長さんから諮問書を出されましたが、お聞きのとおりでありまして、よろしく願いしたいと思っております。

早速議事に入りたいと思っておりますが、通常ですと市長が退席してから審議を進めるわけですが、いろいろなご質問があると思っておりますので、市長にも同席をお願いするのが良いのではないかとと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

【吉田会長】

それでは、市長に同席をしていただき、議事を進めることにします。

議題 1 番、諮問について「新市建設計画の執行状況に関する事項」ですが、説明をお願いいたします。

【企画政策課長】

それでは、失礼をいたします。企画政策課の波多野でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

本日は、新市建設計画の執行状況に関する事項についての諮問ということで、お願いをしておる次第でございます。実は、昨年、一昨年は私が説明をさせていただきましたが、合併以降毎年新市建設計画の執行状況については、ご報告というような形で、昨年、一昨年は 1 2 月だったと思いますが、本日と同様の資料でご説明を申し上げておりました。先程らい、市長あるいは吉田会長のごあいさつにもありましたように、丁度中間年、新市建設計画は合併した年とその後の 10 年間、トータル 11 年間でございまして、丁度 5 年と 6 か月の中間年が 22 年の 9 月ということでございます。地域審議会の設置等に関する協議の中にも、この審議会で諮問していただく事項の 1 つに執行状況に関する事項というものがございまして、今年度につきましては諮問という形を取らせていただいたところでございます。

そうしたことから、例年の報告よりも一步踏みこんだ形でのご審議をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、本日は、担当の長谷川の方から、執行状況について説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

【企画政策課副主監】

担当の長谷川と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは私の方から、新市建設計画の平成 22 年 9 月現在までの執行状況につきましてご説明させていただきます。

すでに委員の皆様におかれましては、新市建設計画の内容については、十分ご承知のこととは存じますが、ご確認いただくということで、その概要について簡単に触れさせていただきます。お手元の新市建設計画書の 14 ページをご覧くださいませでしょうか。こちらに新市の将来像の体系図が記載してございます。新市建設計画では、街づくりの理念を「安心」「元気」「協働」と定めまして、新市の将来像である「木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮」の実現を目指して 7 つの基本方針、これを私どもは 7 つの礎と呼んでおりますが、分野ごとに施策の方針が明記されております。更に、この施策方針に沿って、礎ごとに具体的に実施する事業計画が明記されております。

具体的には、この新市建設計画書の 19 ページをご覧くださいませでしょうか。こちらに 7 つの礎のうち一番最初の礎で「健康でいきいきと暮らせるまち（保健・医療と福祉の充実）」ということで、この施策の方針を（1）とし、その下に施策の方向ということで（2）を記載してございます。ページをはねていただきまして、21 ページをご覧くださいませと（3）主要施策ということで、礎 1 の施策を具体的に推進するための計画事業を一覧表としてまとめて記

載してございます。市ではこちらに掲載された計画事業に基づいて新市建設計画を推進しているところでございます。この計画事業数は全部で58本ございます。各事業の進捗管理をしっかりときちんできるように事業によっては、施工箇所ごとに分割して執行状況を管理しております。その結果、執行状況を管理する対象事業数は全部で81事業となっております。具体的には、例えば新市建設計画書の21ページの表の上から3つ目の事業名欄に市民病院整備事業というのがございます。ちょっと資料があっちこっちへ跳んでしまって恐縮でございますが、本日の資料No.1の新市建設計画の執行状況というA4判横長の資料の表紙をはねていただきますと、左側のページの事業No.3と事業No.4の事業名をご覧くださいませでしょうか。それに新市建設計画書でいう市民病院整備事業を、執行状況を管理する上では市民病院の本院である市民病院総合整備事業と尾西市民病院耐震改修工事ということで、細分化することによって、新市建設計画の計画事業数が全部で81事業となっているということをご了解いただきたいと思っております。

前置きが非常に長くなってしまいましたが、新市建設計画の概要と執行管理の対象事業については、ご確認いただけると存じます。

それでは、本題である執行状況につきまして、先ほどの資料No.1の新市建設計画の執行状況(平成22年9月現在)に沿って、ご説明させていただきます。

まず、この資料に記載しました表の見方と構成でございます。表紙を1枚はねていただきまして2ページ、3ページをご覧くださいませでしょうか。ページの表の一番左側の列の見出しで基本方針とありますが、これは新市建設計画に掲げられた7つの礎でありまして、分野別の施策名を記載しています。その右隣のナンバーの欄は、進捗管理している81事業の番号を振ったものであります。また、番号に網掛けがついているものとそうでないものがあります。これは、網掛けしているものは、その内容がハード事業、網掛けしていないものがソフト事業であることを表しております。更に、そのナンバーに○が付いているものがありますが、これは、その事業が昨年度(21年度)までに完了したことを表しております。

次に、ナンバーの欄から右へ2つ目の列の事業概要の欄をご覧くださいませでしょうか。この欄は、各事業の計画内容を記載してございます。また、事業が完了したのものについては、その完了年度も記述しております。

次に、その欄の更に右に2つ目の列から順に、17年度から21年度までの5年間の実施状況と22年度の9月補正予算までの実施内容について記述してございます。

それでは、主な事業を中心に説明させていただきます。

事業No.1の健康日本21地方計画策定事業ですが、18年度に計画を策定し、事業は完了となっております。現在、その計画に沿ってさまざまな事業を展開しているところでございます。

事業No.3の市民病院総合整備事業です。一宮市民病院を尾張西部地域の基幹病院として、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、地域がん診療連携拠点病院、災害拠点病院といった機能を備えた整備事業を推進しているも

のでございます。昨年 9 月には南館が完成し、今年 5 月からは救命救急センターが稼動し始めました。現在は、北館の改修工事を進めているところでございます。

事業No.4 の尾西市民病院耐震改修工事につきましては、20 年度に民間移譲したことにともない、事業終了となっております。

事業No.5 の予防接種管理支援及び乳幼児健康管理システム事業につきましては、20 年度にシステム構築が完了し、現在運用、活用しているところでございます。

事業No.6 の子ども医療助成事業につきましては、19 年度までは未就学児、つまり小学校に入学する前までの子どもを対象に医療費の全額を助成していました。20 年度からは助成対象を拡大し、中学校を卒業するまでに入院した場合、その入院費を全額助成するようになり、更に 21 年度からは、小学校卒業までの通院費に対しても、その 3 分の 2 を助成するよう制度を拡充してきております。

ページをはねていただきまして、事業No.9 の高齢者生きがい施設整備でございます。17 年度に、朝日西つどの里と起つどの里、重吉老人いこいの家を整備し、計画していた施設整備をすべて完了いたしました。

事業No.12 の放課後児童健全育成事業でございます。この事業は、保護者の仕事などの理由によって、下校後に家庭での養育ができない小学校 1 年生から 3 年生の児童を、児童館あるいは児童クラブで養育する事業でございます。平成 17 年度においては、25 の児童館と 21 の児童クラブで実施していましたが、21 年度までに児童クラブを 7 箇所増設し、今年度には更に 1 箇所、小信中島地区でございますが、この 1 箇所を増やして実施しております。

ページをはねていただきまして、事業No.13 の防災関係機関連携強化事業につきましては、災害時の通信を合併により広がった全市域を確保できるよう、デジタル方式の地域防災無線機を設置、整備するものでございます。これは 19 年度までに完了しております。

事業No.14 の耐震性貯水槽の設置と事業No.15 の消防本部・本署の耐震改修につきましては、ともに東海地震、東南海地震などの大地震に備えて整備するものでございまして、合併した 17 年度に完了しております。

事業No.17 の市営住宅建替事業でございます。これは老朽化した市営住宅を建て替える事業であります。この事業は、17 年度・18 年度に時之島住宅整備を実施いたしました。21 年度・22 年度と玉野団地の建設工事を実施しているところでございます。

ページをはねていただきまして、事業No.24 の雨水排除事業の推進でございます。これは、小信排水区から集まった雨水を小信ポンプ場から日光川に放流する際、制限がかかりますので一時的に貯留するための調整池を小信ポンプ場隣に設置したものでございますが、これは 20 年度に整備が完了しております。

事業No.25 の河川等水位監視システム整備事業につきましては、旧一宮地区に整備されておりましたこのシステムを、旧尾西地区、木曾川地区に拡張する事業でございまして、19 年度にすべての整備が完了となっております。

事業No.26の木曾川河川敷公園整備事業でございます。木曾川左岸の河川敷を国と連携して、整備を進めているものでございまして、尾西地区の6.4キロメートルを木曾川尾西緑地といたしまして、名神高速道路と東海道新幹線の橋梁周辺にグラウンドだとかあるいは芝生広場を整備し、濃尾大橋周辺と上流部に腰掛け階段や昇降階段、緩く傾斜した護岸を整備したりしたものでございます。また、遊歩道・自転車道を整備するなど、21年度までに木曾川尾西緑地整備工事が終了いたしました。現在は、北方地区・木曾川地区の木曾川沿線の緑地整備工事を進めつつあるところでございます。

事業No.28の緑道の整備促進（尾西緑道西線）でございます。これは、宮田用水旧奥村井筋を緑道西線として整備しまして、奥村井筋本線に緑道でつなぐことにより、市民の皆様が憩いながら散策できる緑地帯を整備するものでございますが、この事業は昨年度（21年度）に事業が完了いたしました。

ページをはねていただきまして、事業No.30の余熱利用施設建設事業（第2期事業ビオトープ建設）でございます。これは奥町にございます環境センターの南隣にビオトープを造成するもので、これも平成17年度に事業が完了し、平成18年5月28日より開園いたしております。

事業No.31の最終処分場開発事業（光明寺最終処分場建設）でございます。この事業は22年度までの実施状況欄をご覧くださいますと、すべてバーとなっております。これは、合併によって人口が増加することによって、ごみの焼却による焼却灰や不燃ごみなどの量が増えるだろうと見込みまして、新たな最終処分場を整備するという計画となっております。合併後に、ごみ出しルールの見直しなどによるごみの減量対策や現在の最終処分場をより長く使用できるように、焼却灰を市外の業者の処分場へ搬出するなど、現在の最終処分場の延命化に取り組んだ結果、平成27年度までにこの整備をする必要性がなくなってきました。こうした状況を踏まえまして、計画の内容を再検討した結果、この計画期間中の事業実施は見送る事業と整理したものでございます。

事業No.32の粗大ごみ処理施設建設事業につきましては、民間の資金や運営ノウハウを活用するいわゆるPFI方式を採用いたしまして、粗大ごみ処理施設を建設・運営することといたしまして、平成24年度からの供用開始に向けて準備を進めているところでございます。

次の事業No.33から39までの事業につきましては、上水道、下水道関連の整備事業でございまして、各施設の整備を計画的に進めているところでございます。なお、事業No.38の東部浄化センター建設事業につきましては、丹陽町にあります東部浄化センターに汚泥処理施設と水処理施設を増設するものでございまして、この事業は17年度に完了しております。

ページをはねていただきまして、事業No.40の斎場整備事業でございます。この事業は高齢社会が到来し、火葬件数の増が見込まれる中、それに対応できるよう整備するものでございますが、これも先ほどの粗大ごみ処理施設建設事業の整備手法と同様、PFI方式による整備を進めており、今年度中に建設工事が完了し、来年度より供用開始の運びとなっております。

事業No.41からページを2枚はねていただきまして事業No.48まで、この4

1 から 4 8 までは、礎 3 ということで産業振興にかかる計画事業が列記してございます。各事業を着実に推進しているところでございますが、事業No.44の工業基盤整備事業の執行状況についてでございますが、開発用地といたしまして市内 2 箇所を検討を進めているところでございます。そのひとつといたしまして、名神高速道路の一宮インターチェンジ北東部に位置する丹陽北部地区、重吉地区とっておりますが、ここでの事業化に向けて、事業の概略計画を決定し、地権者の皆さんの同意を求めているところでございます。また、もうひとつの拠点整備箇所といたしまして、東海北陸自動車道の一宮木曾川インターチェンジの南側に位置する南部地区、一宮市高田地内になりますけれども、その南部地区では、昨年度より地質調査や測量などの業務に取り掛かっているところでございます。

ページをはねていただきまして、事業No.50の学校施設改修（耐震）事業でございます。この事業は、小中学校の校舎や屋内運動場などの耐震工事でございますが、17年度から毎年度計画的に事業を推進してきまして、その結果、今年度中に市内すべての小中学校の耐震補強工事が完了することとなっております。

事業No.51の（仮称）木曾川文化会館の整備事業でございます。これは、18年度までに建設基本計画を策定し、建設予定地の地権者の皆様へ説明を進めてきましたが、全員の方から同意が得られませんでしたので、この事業を計画期間内に実現できるよう、木曾川庁舎の活用を含めて、木曾川町地区内で整備を具体的に再検討しているところでございます。

ページをはねていただきまして、事業No.53の市立公民館施設整備事業でございます。これは、新たに市立公民館を設ける事業計画でございますが、各年度の実施内容の欄をご覧くださいますと、すべて空欄となっております。これは今のところ具体的に実施した内容といいますか、取り組みがない状況でございます。未着手事業となっております。

次に、事業No.54の親水的スポーツ・レクリエーション施設の建設でございます。この事業の22年度までの実施状況欄をご覧くださいますと、すべてバーとなっておりますが、この事業の当初の具体的な計画といたしましては、プールのような施設を建設するというものでございました。合併後の新しい一宮市内において、プール施設といたしましては、エコハウス138であるとか、あるいは、せんい団地にある市営の温水プール、旧尾西市の富田にある尾西プール、千秋町には県営一宮総合運動場内にプールがございますので、そういったことを考えると喫緊に整備する必要性というものを十分に検討した結果、新市建設計画の計画期間内での整備については見送るということで整理したものでございます。

事業No.57の総合体育館建設事業でございます。これは、20年度に光明寺公園で建設工事に着手いたしまして、来月、12月でございますが建物は完成する予定となっております。その後、外溝工事などを行いまして、来年4月から利用を開始する予定となっております。

ページをはねていただきまして、事業No.58の幹線道路整備事業でございます。

す。新一宮尾西線及び木曾川玉野線、濃尾大橋線の整備を順次、進めているところでございます。

事業No.59のJR木曾川駅周辺整備事業につきましては、木曾川駅の東口、西口それぞれの駅前広場を整備し、自転車駐車場や自由通路、橋上駅舎などを整備しまして、平成20年度に事業が完了いたしました。

事業No.60のバス運行事業につきましては、市内の公共施設を循環するiバスを4コース、路線バスが廃止された地区を通る生活交通バスを2コース、あわせて6コースで運行しております。バスの運行につきましては、利便性や利用状況などを見ながら適宜改善を図りながら事業を推進しているところでございます。また、今年4月より循環バス用の回数券として100円券11枚を1,000円で販売しております。

ページをはねていただきまして、事業No.61の一宮駅周辺開発事業でございます。これは、図書館や子育て支援センター、市民活動支援センター、観光案内所など、公共公益施設を主体とした交流・文化拠点といたしまして、多機能な複合施設を建設するものでございます。7階建ての延べ床面積約21,400㎡の駅前ビルを今年度中に工事に着手し、平成24年の秋ごろの完成を予定しております。

次に、事業No.66の一宮西インターチェンジ周辺都市基盤整備事業でございます。これは、東海北陸自動車道の一宮西インターチェンジ周辺を土地区画整理によって、快適な住環境を整備する計画でございましたが、関係する町内会の役員さん方にこの事業の説明はしましたが、事業を推進するための組織作りにまでにはいたっていないという状況でございます。関係者全体の説明会も開催できていない状況でございまして、22年度までの実施状況欄につきましては、空欄となっております、未着手事業となっております。

事業No.67の一宮木曾川インターチェンジ周辺都市基盤整備事業と次のページになりますが、事業No.68の一宮インターチェンジ北東地区整備事業でございますが、これらは、先ほど事業No.44の工業基盤整備事業でご説明させていただきましたが、それぞれの地区を産業基盤の整備地区として、事業を推進しているところでございます。

次に、事業No.69の東海北陸自動車道尾西インターチェンジ周辺の計画的な開発・整備でございますが、これも先ほどの事業No.66の一宮西インターチェンジ周辺都市基盤整備事業と同様、区画整理によって住環境整備を計画しておりましたが、地元の皆さまのご理解が得られていない状況でございまして、事業の打合せや説明会などもできていない状況でございまして、未着手事業となっております。

次に、事業No.70の駅周辺バリアフリー化事業でございます。これは、市内で利用者の多い名鉄木曾川駅、名鉄一宮駅、JR尾張一宮駅の3つの駅のバリアフリー化を推進するため、その施設整備、具体的にはエレベーターであるとか、あるいは多目的トイレなどの整備費用に対し補助金を交付するものでございます。これは平成20年度までに各駅の整備は完了し、事業は終了いたしております。

次に、事業No.7 1 の新たな住民参加・協働の仕組みの検討でございます。この事業は、まちづくりの基本的な理念や原則、市民・議会・行政の役割などを明文化した自治基本条例を制定するものでございますが、平成19年度・20年度と公募市民の方で構成された「自治基本条例を考える会」というところから提言書を策定していただきまして、市長にその提言書を提出していただきました。その提言書を基に21年度に学識経験者の皆さんで構成する「自治基本条例素案検討委員会」で条例素案を検討いただきまして、市長に答申をいただきました。この答申を基に今年度6月議会に条例案を上程し、可決いただいたものでございます。まちづくりの一翼を担っていただく市民の皆さまに条例内容を知っていただくために、PR用のパンフレットを作成し、各町内会での回覧や市庁舎などでの配布をしております。また、先日、11月6日の土曜日でございますが、ファッションデザインセンターで、このフォーラムを開催するなど、その周知に努めているところでございます。

事業No.7 2 のNPO等活動支援事業でございます。これは「市民が選ぶ市民活動支援制度」を平成20年度にスタートいたしました。ご案内のとおり、公益的な活動をしている市民活動団体に対して、市民の皆さんの意思を選択届とっておりますが、投票というかたちで直接反映させて、団体の活動を支援できるように創設された制度でございます。昨年度は77団体の支援対象団体がありまして、3万6千余人から選択届が提出されました。今年度は、先月1ヶ月間、活動支援を希望する団体を公募しましたところ81団体から支援の申し出があったと聞いております。

ページをはねていただきまして、事業No.7 5 の男女共同参画推進事業でございます。この項目の一番下の行になりますが、男女共同参画計画の策定ということで、昨年度から市民の皆さまからの意見を伺いながら、策定作業に入っているところでございまして、今年度中に23年度からスタートする8年間の男女共同参画計画を作成することとなっております。

ページをはねていただきまして、事業No.8 0 の地域振興基金設置でございます。これにつきましては、17年度に20億円、18年度に10億円を地域振興基金として積み立てまして、事業は完了となっております。

最後になりますが、事業No.8 1 の新庁舎整備の検討でございますが17年度から20年度までの4年間で、庁舎建設基金として9億円を積み立てました。昨年度から今年度にかけて実施設計を作成いたしまして、今年度においては、一宮庁舎の北側にございます北庁舎をすでに解体し、その跡地に新庁舎用の機械式立体駐車場の建設に入ることとなっております。

非常に長々とした説明となってしまいましたが、以上が新市建設計画に盛り込まれました計画事業の執行状況でございます。

恐れ入りますが、お手元に配布してあります資料No.2の「新市建設計画の執行状況の総括」という資料を、ご覧いただけますでしょうか。ペラ1枚のA4判のものでございます。

こちらは、先ほど説明いたしました新市建設計画の計画事業、全部で81事業でございますが、その執行状況を平成21年度までに完了した事業、現在推進

中の事業、計画内容を再検討した結果、計画期間内での実施を見送るとした事業、平成 22 年度現在未着手となっている事業と大きく 4 分類いたしまして、その事業数をまとめたものでございます。

執行状況で、平成 21 年度までに完了した事業数は 18 事業で全体の 22.2%、現在推進中の事業は 58 事業で全体の 71.6%、計画内容を再検討した結果、計画期間内での実施を見送るとした事業は 2 事業で全体の 2.5%となっております。これに該当する事業といたしましては、事業 No. 31 の最終処分場開発事業（光明寺最終処分場建設）と事業 No. 54 の親水的スポーツ・レクリエーション施設の建設の 2 事業でございますが、先ほど説明させていただきましてとおり、事業の緊急性や必要性などを十分に検討した結果、計画期間内での実施を見送るとしたものでございます。

その下に記載してあります、未着手の事業は 3 事業ございまして、全体の 3.7%となっております。これは、事業 No. 53 の市立公民館施設整備事業と事業 No. 66 の一宮西インターチェンジ周辺都市基盤整備事業、事業 No. 69 の東海北陸自動車道尾西インターチェンジ周辺の計画的な開発・整備の 3 事業でございます。

インターチェンジ周辺事業につきましては、地権者をはじめとした関係者の皆さまのご理解ご協力がなくして、着手困難な事業ではございますが、残りの計画期間の中で、着手できるよう努力していきたいと考えているところでございます。

以上のとおり、新市建設計画の計画期間の半分を経過した時点における、執行状況を総括いたしますと、市といたしましては、未着手事業が 3 事業、全体の 3.7%でございますが、これらを除けば概ね順調に執行できているものと考えているところでございます。

これで、平成 22 年 9 月現在における新市建設計画の執行状況につきまして私からの説明を終わらせていただきます。ご審議のほう、よろしくお願い申し上げます。

【吉田会長】

はい、ありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。審議に入りますので、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

なお、新市建設計画の事業については、毎年、本審議会で進捗状況が報告されていますので、委員の皆様のご協力により、できましたら本日答申をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

市長さんにも同席をさせていただいておりますので、この新市建設計画の執行状況についてのご質問がありましたら発言をしてください。

【渡邊委員】

新市建設計画のいろいろな執行状況はわかりました。工事が完了してからの、その内容の監査というのは、会計監査というものはありますが、工事に関する監

査は一宮市においてはどのようにやってみえますか。

【企画部長】

組織の中に工事検査課という組織がございまして、工事が終わるとそちらの方で、内部的な監査は行っておるという状況です。

【渡邊委員】

外部に監査を依頼するとかではなく、市の内部の監査をやってみえるということですか。

【企画部長】

はい、内部の検査員ということです。

【谷市長】

工事途中については、建設監理業務というのがございます。それは、鉄筋が設計どおり使われているのか、コンクリートが仕様書どおりの濃度でやられているかは、専門家でないとわかりませんので、そういった専門のコンサルタントといえますか、そのような業者を入札でなってもらって、そういった人たちに工事の進行中に全部見てもらっております。そして、出来上がった後に私どもの検査員が全体的なことについて調査をしてOKとなります。

【渡邊委員】

工事に対する監査を評価していかないと、例えば耐震性の問題とか、せっかく直していただいても、また新たに直さないといけない状況がありますよね。そうなりますと、工事に対する監査制度を厳しくやるのが本当だと思いますね。それで外部に依頼するだとか、そういった監査がきちんとされているかという質問ですけど。

後から、その時の設計が悪かったとか、そういう状況が起きないようにしていくことは大切ではないかと思います。執行状況に説明については、十分わかったんですけど、そういった面での強化というのは必要なのではないかと思います。

【谷市長】

今申し上げた、監理の仕組みの中で十分にそういったことは担保されていると思っております。設計段階のことは、これまた別の意味できちんと構造計算とか、そういったものは当然に厳重な審査をしておりますので、そのへんの異論はないと思いますし、いわゆる手抜き工事ですね、おっしゃてる意味は。そういうものがあるかないかは、専門の監理をする技術を持った人たちにきちんと第三者的な立場で、業者側ではなく私たちの立場でもってきちんと見ていってもらうという手順をとっているということでもあります。

【吉田会長】

ほかにありますか。

【橋本委員】

ちょっと説明の中にはなかったんですが、合併当初から私は中核都市になるといいと思っていました。中核都市になると事務は多様になるかもしれませんが、市民にとっては非常にメリットがあつてありがたいと。今、38万都市ですが、一応中核都市になる資格はある訳ですね。この内容は、まだ研究を進めるとなっているんですが、実際はどうなんでしょう。

【谷市長】

中核市になる目的は、大きなメリットですね、いろいろな権限が県から市の方に来ますので、県庁へ行かなくても市のレベルで話が済むという意味で利便性が向上することがあります。もっと大きな私どもの願いは、つまり地方分権、今の政権は地域主権とっておりますが、地方に権限と財源がどんどん来るだろうという期待ですね。その受け皿として、中核市になることが一ランク上の権限委譲、財源移譲に繋がってくるのではないかと、そういった期待で中核市を目指したいとってきた訳ですが、ちょっと国の足元がふらついていますよね。なかなか本気で地方に対して信頼性を持って、国の財政をよくするために、地方をうまく活用するというような地方分権では困る訳で、本当の意味で地方が自立してやっていけるような形でいかないと、いくら財源があつても国にいいところ取りされてしまうことを心配している訳です。そのあたりの見極めが、まだ合併する時点では、そういった希望があつて、中核市になろうと思っておった訳です。国の姿勢がはっきりしませんと、あんまり先走ってもいけませんので、いつでもなれる訳ですから。手を挙げれば、いつでもなれる訳ですので、なってしまったらなかなか返上はできませんから、なる時には慎重に状況を判断して手を挙げた方がいいというのが私どもの考えです。ですから、おっしゃることは良くわかりますけど、そういう意味で今じっくりと国の覚悟の程を、本当に地方分権、地方主権をやる気があるのかどうか、そのあたりをしっかりと見極めて、確信が持てたら進んで行こうと思っております。

【橋本委員】

別にあわてる必要もないし、あせる必要もありませんが財源の問題もありますよね。聞くところによると、二千ぐらいの許認可の権限が中核都市へ移されるそうですね。

【谷市長】

ほとんどは保健所に関する仕事です。保健所に附随した仕事が千いくつあつて、それが大半を占めています。そのため、なかなかやっかいなものがある訳です。なかには中核市になれば、市の格が上がるという捉え方をされる向きもありますが、どうでしょうか。今、人口30万人以上ですので、春日井市と一宮市に一応資格がある訳ですが、だいたい財政的に豊かなところが手を挙げてきていますの

で、そういう意味でも、もう少し慎重にした方がいいかなと思っております。

【吉田会長】

ほかにありますか。

【青木委員】

今の中核市のお話で、合併する前に住民説明会を各所で開かれました。その時に中核市ということのメリットが前面に出てきて、中核市になるとこんなところにメリットがあってということが、住民説明ではそのところが印象的でした。市の方のお話でも、それがメインのようでした。それで住民投票でも、かなりそれに影響された方もたくさんいらっしゃると思うんですね。それで、その後の今の状況というのが、合併当初の時とは変わってきていることは、漠然とは市民の方たちもわかると思うのですが、中核市がどうなったかの説明はなかなか聞く機会というのは、多分ないと思います。そういうことについて、すごく説明というのが必要ではないかと思います。

私自身が聞いたところによりますと保健所の機能もそうですが、児童相談所も中核市になると、その市で持てるというふうに聞いたことがあるんです。今、児童虐待の問題がすごくクローズアップされていますし、広報を見ても子育て支援課の方でも数が増えていると聞いております。これからの子どもたちのためにも大事なことはないかと思います。

【谷市長】

ありがとうございます。それだけ関心を持っていただくことは、ありがたいことで私どもの説明不足もあるかもしれません。

しかし、先ほど言ったような理由で、今少し慎重に構えていることと、今年のことについて言えば今の児童虐待の話ですが、一宮市に児童相談センターがあって、かなり広い範囲を管轄しておられて、本当に手が足りないんですね。国の方でもそのことは承知してしまして、数年前から市町村が主体となって児童虐待に当たるといふふうに、権限がある程度分割をされました。最終的に、例えば家族が子どもに会わせないという時に、チェーンを破って入るような段階になると、相談所や警察にお願いすることになる訳ですが、その前の段階はほとんど市がやっておるんですね、現実的に。一宮市でもそうなる前から、そういう仕組みを作っておりました、ネットワークの中でそういった情報を1箇所を集めて、みんなで対処するという仕組みを作っておりますので、児童相談センターが市へくるとかこないとかいうことは、あまり大きな影響が、現実問題としてははないのではないかと思います。

【吉田会長】

ほかにありませんか。

【橋本委員】

インター周辺の開発について、なにか手を打てないでしょうか。どこの都市を見ましてもインター周辺というのは、非常に発展しておるように見えるんですね。もう少しなんとかならないかと、具体的にとなると非常に難しいですが、特に尾西インターのところに火葬場があって、あとは農地が広がっているような状態になっています。これでは、寂しいような感じがしてならないのですが、ここら辺のことは地元の同意というのが絶対条件となりましようから難しいでしょうけど。

なんとか市の方で、開発は推進できないものでしょうか。

【谷市長】

このNo.66の一宮西インターチェンジ周辺とNo.69の東海北陸自動車道尾西インターチェンジ周辺の、この2つのインターチェンジ周辺基盤整備事業については、計画に入れる時に随分と議論がございました。それぞれ旧尾西市、旧一宮市で合併する以前のかかなり前から、この計画があるので、なかなか難しいのは承知の上で、この新市建設計画に入っております。ですから合併する前から、これはかなり長い間の懸案事項で、計画がありながら進んでいなかったという経緯があって入っております。

今はまだ他に、やるのが沢山ありますので、そこまで実際は手が回らないというのが、正直なところであります。地元の意向が盛り上がるとか、地元が一致して誰一人反対がなくやっていたらいいような状況が整うとか、本当に強い前向きな求心力がないと、私どもから働きかけてやろうという状況に今はないということですね。

【橋本委員】

これは民間レベルですけど、空想に終わったような形ですが、ある程度突っ込んで協議したことがありました。尾西インター周辺でアウトレットモールがどうだという話で、大手ゼネコンなどと折衝して、ぜひやりたいということで推し進めましたが、途中で終わってしまいました。地権者の中には、あの話を進めてもらえないとか、どうなったのかということもあるものですから、やはりある程度、関心があるとか期待感もあるんじゃないかという気がしてなりません。

これは今、直ちにやってやらなきゃいけないものではないでしょうから、市長さんがおっしゃるように、ちょっと後回しになっているということでしょうけど、火葬場しかないというのは、いかにも・・・・・・・・

ここは何とか推し進めてもらうように、計画を立てていただけるとありがたいと思います。

【谷市長】

今は空欄となっておりますけど、そういうことでございますので、とりあえずご理解いただきたいとお願いをしておきます。

【吉田会長】

インターチェンジが計画され旧尾西市のときから、やってきましたが絵に描くことは簡単に描けるんです。しかし、その土地の地権者を納得させるとか、地権者が盛り上がってこないことには、いろんなことができない。皆さんがおっしゃるように絵には描けるんですが、強制執行する訳にもいきませんし、それを実施に移すことは大変に難しい。尾西市のときから難しかったのですから。これは、地権者の皆さん方の 7 割、8 割もが土地を手放してもやりたいとなれば、私はできると思いますが、今の状況ではなかなか難しい。もう 10 何年経ちますが、東海北陸自動車道を作るだけの土地の確保が難しく、公団は難しいことから高い金額を出してまとめました。今から思ったら、大変な金額だったです。売られた方は喜んでおられるんじゃないかと思いますが、なかなか難しいです。

【橋本委員】

東海北陸の千秋の予定がこっちへ来たときから、私も携わっていて計画から申し上げると、尾西インターは計画にはなかったんです。全部一宮西インターでトランペット型のインターチェンジをとという話で、計画の中に尾西は当時飛ばされていきました。それで、尾西を仮にやったとしても一宮北、今木曾川インターと言っておりますが、距離があまりにも近いということで、国幹審までいきまして、やっとハーフインターになった経緯があるんです。せっかくインターを作って貰ったんですから、なんとかその周辺をと思っておりまして、地権者の一部からは、何とかしてほしいという話は、ちよくちよく聞くんです。

【谷市長】

地域的な条件がそれぞれ異なりますので、一概には言えないと思います。例えば、アウトレットモールでも、この辺りですと土岐が成功例というか、うまくいった例です。あのインターはどこにあるかという山の中にある訳です。いくらでも広く作れる場所にインターができた訳ですよ、御殿場もそうです。ですから、みんな山の中にインターができたところは、周辺の開発が容易ですから大規模なアウトレットを引っ張ってこれます。一宮のような街の真ん中のインターチェンジでは、それは難しく同じような発想では、なかなか前へ進まないかもしれません。そこに合ったプランを作らないと、なかなか難しいと思います。会長さんからもおっしゃっていただいたように、地元の皆さんがそろってというところが必要で、引っ張る方がおられても、みんなが着いていかないことには、なかなかうまくいきません。その辺りをご理解いただきたいと思います。

【吉田会長】

そろったところでも、土地の高いところには業者は出てきません。山の中で安いから出てくるんです。もう土地の上ってしまったところに、そういったものを引っ張ってこようとしても、これだけ土地の高いところに作って採算が合うかという、みんな逃げてしまうんです。口では簡単に言えるのですが、出てくる企業にとっては採算が合わないといけません。高い土地を買って、物を売って、それが将来ずっと利益が上がっていくかというところが上がりませんから、それでなかなか

か難しいんです。

そのほかにありませんか。

【臼井委員】

トータルではデータがでているんですけど、例えば基本方針ごとの達成度についてのデータはないのですか。

【企画政策課副主監】

今現在のところでは、基本方針ごとにまとめたものはございません。

【臼井委員】

ただ、基本方針ごとによっては、なかなかうまくいっていない事業の内容もあるもんですから、聞いてみたんですが。

【企画政策課副主監】

基本的には基本方針に沿って、計画内容をより具体化した 8 1 事業について進行管理していくという考え方でございます。そのため、基本方針というカテゴリーでの達成度管理は、現在していないという状況でございます。

【臼井委員】

これを集計するときには、別々に集計されトータルを出されたのでは。

【谷市長】

臼井委員さんがおっしゃっているのは、多分アウトプット指標ではなくアウトカムで評価をするということですね。建物を作っただけではなく、それで何がどうかわって、どうゆう効果が生まれたかという評価ができないかということだと思います。それは簡単にはできませんので、少し時間を置いて、そういった効果を当然しておかなければいけないと思います。今はまだ、途中経過のところですから、なかなか難しいと思っております。

【吉田会長】

ほかにありませんか。よろしいですか。

ないようでありますので、質疑も出尽くしたと思います。審議結果としては、新市建設計画の執行状況については概ね計画どおり進んでいると認めるということで、市長に答申をしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(はいという声)

【吉田会長】

よろしいというご発言でありますので、事務局で答申の案をまとめてください。

(答申の案を委員に配布)

【尾西事務所長】

それではお配りしました案を一度読ませていただきます。

(案)

平成 22 年 11 月 9 日

一宮市長 谷 一夫 様

尾西地域審議会
会長

新市建設計画の執行状況について(答申)

平成22年11月9日付 22 一宮企画発第 16 号-2 で諮問のありましたこのことについては、地域審議会の設置等に関する協議第3条第1項の規定により、下記のとおり答申します。

記

新市建設計画は、概ね順調に推進されており、適正な執行状況であることを認めます。

以上でございます。

【吉田会長】

ただいま事務局から、答申案について朗読していただきました。これでよろしければ、案の文字を取り除いて市長に答申したいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

【吉田会長】

異議なしと発言がありましたので、本案のとおり答申をすることといたします。

【尾西事務所長】

それでは会長に答申のご署名をいただきたいと思います。

【吉田会長】

(署名した答申文を読み上げ市長に手渡す)

平成 22 年 11 月 9 日

一宮市長 谷 一夫 様

尾西地域審議会
会長 吉田 弘

新市建設計画の執行状況について(答申)

平成22年11月9日付 22 一宮企画発第 16 号-2 で諮問のありましたこのことについては、地域審議会の設置等に関する協議第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり答申します。

記

新市建設計画は、概ね順調に推進されており、適正な執行状況であることを認めます。

答申しましたので、今後もしっかりと計画を進めてください。よろしいでしょうか。

次に議題 2 番、その他について、何かありますか。

【尾西事務所長】

特にございません。

【吉田会長】

議題もないようですので、平成 22 年度第 2 回の尾西地域審議会はこれをもって終了させていただきます。

(午前 11 時 10 分閉会)